

第 491 回岐阜地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和 7 年 9 月 8 日 9 : 30 ~ 10 : 20		
出席状況	公益 5 / 5	労働者側 5 / 5	使用者側 4 / 5
<p>主な審議事項</p> <p>1 . 岐阜県最低賃金の改正決定に係る岐阜地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の対応について</p> <p style="padding-left: 20px;">岐阜県労働組合総連合、生協労連コープぎふ労働組合、岐阜県医療・福祉労働組合から異議申出があったため、局長より諮問。</p> <p style="padding-left: 20px;">審議の結果、令和 7 年 8 月 21 日付け答申のとおり岐阜県最低賃金を改正決定することが適当である旨の答申が局長あて出された。</p> <p>2 . 岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望（建議）（案）について</p> <p style="padding-left: 20px;">令和 7 年 8 月 21 日開催の第 490 回岐阜地方最低賃金審議会において決議があったとおり、標記建議（案）を示したところ、全会一致で決議し、局長あて建議した。</p> <p>3 . 特定最低賃金専門部会の議事公開について</p> <p style="padding-left: 20px;">特定最低賃金専門部会運営規程（案）のとおり、公労使三者による会議は公開とし、公労、公使の二者協議は（案）第 5 条但書に該当するため非公開とすることを決定し、今後開催される専門部会において決定することとした。</p> <p>4 . その他</p> <p style="padding-left: 20px;">議事録のホームページ掲載については会議開催年度の翌年から 10 年間とすること及び議事要旨を 2 週間以内に作成し、議事録作成までの間ホームページに掲載することを決定した。</p>			
<p>主な意見の要旨</p> <p>労働者側</p> <p style="padding-left: 20px;">岐阜県最低賃金の改正決定に係る異議申出に対しては、審議会議決のとおりとする旨の意見であった。</p> <p style="padding-left: 20px;">建議に対しては特段意見なし。</p> <p style="padding-left: 20px;">特定最低賃金専門部会の議事公開については特段意見なし。</p> <p style="padding-left: 20px;">議事録の公開期間、議事要旨の作成については意見なし。</p> <p>使用者側</p> <p style="padding-left: 20px;">岐阜県最低賃金の改正決定に係る異議申出に対しては、審議会議決のとおりとする旨の意見であった。</p> <p style="padding-left: 20px;">建議に対しては特段意見なし。</p> <p style="padding-left: 20px;">特定最低賃金専門部会の議事公開については特段意見なし。</p> <p style="padding-left: 20px;">議事録の公開期間、議事要旨の作成については意見なし。</p>			